

「神戸ライトフェスティバル事業」運営事務局業務仕様書

本業務仕様書は「神戸ライトフェスティバル事業」運営事務局業務に適用するものとする。

1. 業務名称

「神戸ライトフェスティバル事業」運営事務局業務

2. ライトフェスティバルタイトル・名称

メヤメヤ

※メリケンパークの頭文字「メ」と「夜＝ヤ」でつくった造語。

※2022年度来場者数：約4.3万人（10日間）

3. 委託期間

契約締結日から2024年3月31日まで

※本公募プロポーザルで選考された委託事業者については2024年度、2025年度についても引き続き「神戸ライトフェスティバル事業」の継続実施（3年）を前提としている。
次年度以降に神戸市予算が成立しない場合は契約しないことがある。

4. 業務内容の詳細

（1）ライトフェスティバルの企画および実施

（ア）実施内容

・メリケンパークにおける冬の賑わいづくりのために、幅広い世代の市民・観光客が楽しめるライトフェスティバルを企画・実施する。

企画・実施にあたっては、次の内容を踏まえたものとする。

芸術性が高く、神戸らしいコンテンツであり、それらを実現するために総合演出等を企画・立案できるアーティストをクリエイティブディレクター（以下CDとする）として配置すること。また、現地での総合調整も含めて、CD自らが主体的に動くこと。

・委託事業者は、設備・設置物の安全管理及び撤去や、関係機関（警察等）との連絡調整をすること。必要な損害保険に加入すること。

※実行委員会で別途発注した警備会社と協議し、安全対策・警備計画の作成を共同して行うこと。

・既設照明や噴水等を本事業のライトフェスティバルコンテンツとして使用する場合には、予め実行委員会の了承を得るとともに調整が必要となる場合がある。

・施工中における演出の調整については下記を遵守すること。

①照明調整：23時以降も調整する場合は周辺施設へ周知すること。

②音響調整：22時以降の音出し調整は不可。

※①②にともな本市に状況を報告すること。周辺状況により調整可能時間が変更になる可能性がある。

- ・ 施工撤去期間の調整や作業中の注意事項については必ずメリケンパークの指定管理者（神戸港“U”パークマネジメント共同事業体）に確認すること
- ・ 運営にかかる事業推進については実行委員会と連携して行うこと。
※メリケンパークをはじめとするウォーターフロントエリアについては再開発工事が進行しているため事業者採択後、実現可能性も含め実行委員会と協議し、実施内容を決定することとする。

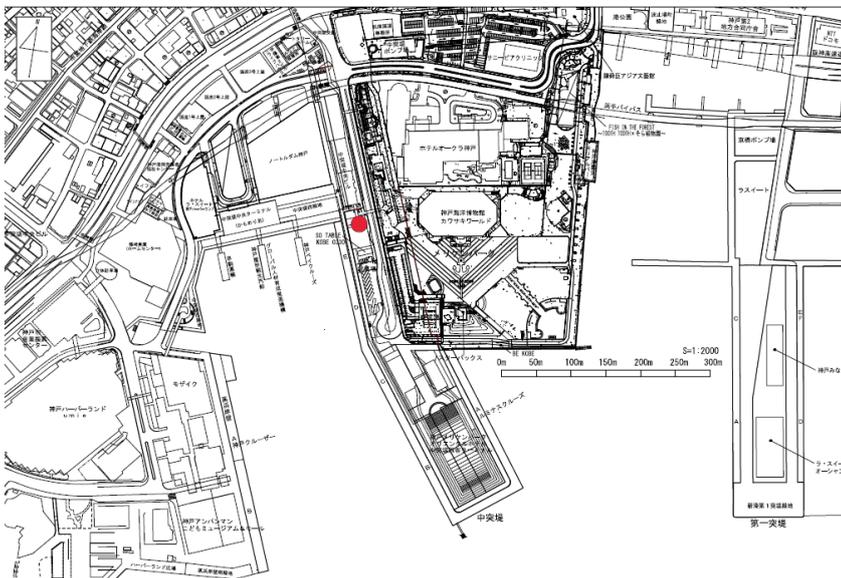
(イ) ライトフェスティバル実施時期

2023年12月21日～31日のうち10日間程度（設営については12月14日からを想定しており、他のイベントが実施される場合は調整が入る）

※実施時期、設営撤去のスケジュールについては契約後すぐに提示すること。

(ウ) ライトフェスティバル実施場所

メリケンパーク



※●は、神戸ポートタワーの改築工事を実施している。先行して2023年12月頃から神戸ポートタワーのライトアップを実施する可能性があるため本事業との調整が入る場合がある。

(2) 広報・プロモーション

- ・ 計画的かつ効果的な広報・プロモーションを立案し、ライトフェスティバル実施前から広報・プロモーションを行い誘客を図ること。

(3) 連携事業・同時開催イベントの企画・調整

- ・ ウォーターフロントと元町周辺の回遊性向上に向けた仕掛けづくりとして、遊覧船やホテル、その他商業施設等への相乗効果を意識した連携・同時開催イベントプランを企画すること。
- ・ 連携する事業者とは密に連絡を取り状況把握に努めるとともに調整事項が発生した場合は対応すること。
- ・ 連携事業・同時開催イベントについての主催はあくまでも周辺事業者等によるものであるから、連携事業・同時開催の実施にかかる経費については、本契約金額外とすること。

(4) 協賛活動

- ・協賛を募る場合は、下記の内容を遵守すること。
- ※ライトフェスティバル事業における協賛企業として不適当と実行委員会が判断した場合は、採用しない場合があるので必ず事前に相談することとし協賛候補者の一覧を提出すること。
- ※協賛企業の広告内容・出店場所等は事前に本市と協議したうえで決定する。
- ※広告物を配布する場合、配布物の内容・配布方法等について事前に本市の了解を得ること。
- ※獲得した協賛金は、実行委員会と協議のうえ、一部手数料として受託事業者の収入とすることができるものとし、残りは実行委員会に納入すること。ただし、物品の協賛については別途協議する。

(5) 成果品の提出

- ・報告書をデータで納品（報告書・参考資料：PDF、写真：JPG）
- ※実施年度における課題点を踏まえ、次年度に向けた提案も含めること。

5. その他

- ・業務全体を総括する総括責任者及び管理者を選任し、実行委員会と密に連携が取れる体制とすること。
- ・本業務仕様書に疑義が生じた場合は、実行委員会職員と十分に協議すること。
- ・契約締結後、ライトフェスティバル実施期間までの間は必ず進捗報告をすることとし、1～2週間に1度定例会を実施すること。(web 会議でも可能) 定例会の内容については下記のとおりとする。
 - ①ライトフェスティバルにおけるコンテンツの内容、作業スケジュール
 - ②連携事業の進捗状況
 - ③協賛を募る場合における進捗状況
 - ④その他共有すべき事項
- ・ライトフェスティバル実施期間の1ヶ月前までにはコンテンツの内容、連携事業、会場レイアウト等を必ず確定させること。

6. 注意事項

(1) 善管注意義務

事業者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行すること。

(2) 第三者委託

事業者は、当該事業の全部または大部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、実行委員会と協議を行い、認められたものについては、当該事業の一部を第三者に委託し、または請け負わせることができる。(市内に事業所を構える企業への再委託等を優先的に行うこと。)

(3) 関係法令の遵守

事業者は、関係法令等の規定を遵守すること。

(4) 業務実施にあたっての注意点

以下の事項を含む企画内容で企画実施することは認めない。

- ・公序良俗に反する恐れのあるもの
- ・違法行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ・人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・誹謗中傷を含むもの
- ・単なる噂又は噂を助長させるもの
- ・わいせつな内容又はその内容を含むホームページのリンク
- ・業務上知りえた秘密や個人情報に関するもの
- ・政治性のあるものや選挙に関するもの
- ・宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- ・社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの
- ・社会的、市民生活的な観点から適切でないもの
- ・実行委員会又は他者の権利を侵害する恐れのあるもの
- ・神戸市のイメージを低下させる恐れのあるもの
- ・その他社会通念上に照らして実行委員会が不相当と認めるもの